

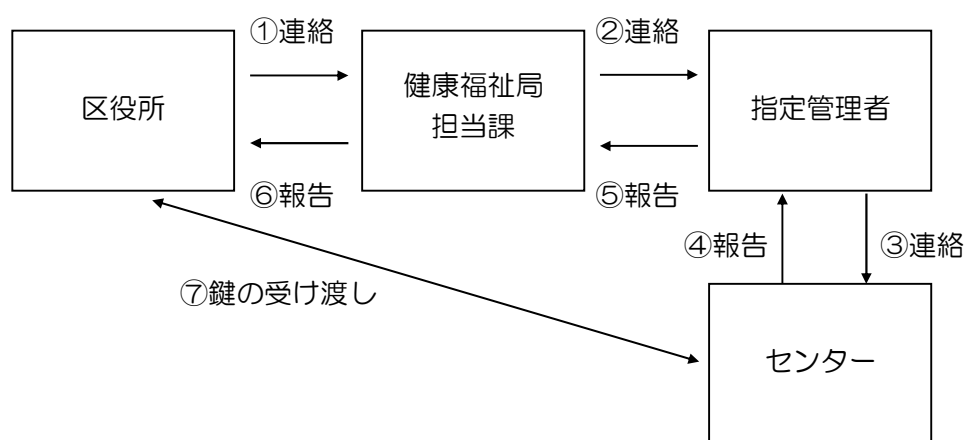
災害時の対応について

老人福祉センター及び老人福祉・地域交流センター（以下「センター」といいます。）は、地震、風水害等の災害時の二次避難所となっていることから、緊急時の対応は、次のとおりとします。

1 市役所の開庁日及び開庁時間内の対応

災害時、各区役所から住民の避難について要請があった場合、担当課長、担当宛てに連絡があるので、指定管理者と調整し、鍵の受渡し等について確認を行います。

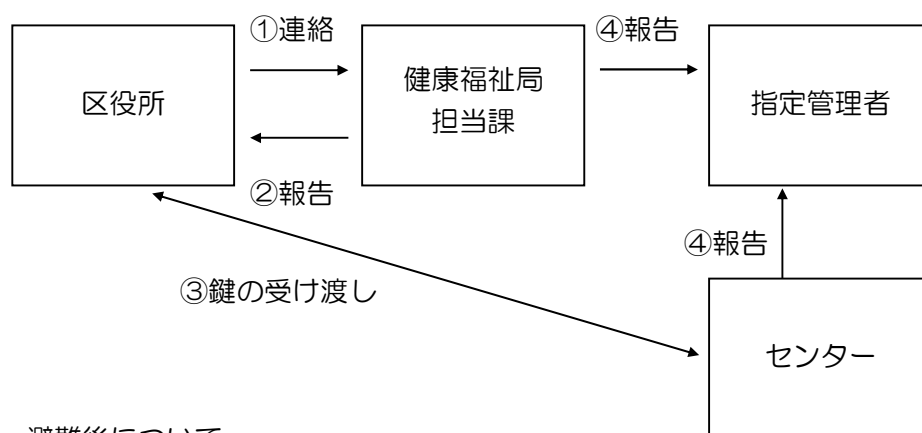
センターでは、区役所職員に職員証の提示を求め、鍵を渡します。



2 市役所の閉庁日及び開庁時間外の対応

災害時、各区役所から住民の避難について要請があった場合、担当課からセンター住所録により、所長、副所長の連絡先を伝え、調整の上、鍵の受け渡しを行うよう指示します。

センター職員は、区役所職員に職員証の提示を求め、鍵を渡します。後日、担当課から指定管理者に報告します。



3 避難後について

鍵の返却まで、施設の管理の責任は区役所で負います。長期化が見込まれる場合、市と協議の上、管理を行うものとします。

いこいの家及び老人福祉センター 災害時等の応急措置に関する計画

平成 3 0 年 4 月 1 日

1 災害時等の協力について

指定管理者は、地震、風水害、その他の災害等が発生、又は発生することが予想される場合（以下、「災害時等」という。）には、川崎市（健康福祉局高齢者在宅サービス課）（以下、「川崎市」という。）が定める応急措置に関する計画（本計画）などに則り、指定管理者が管理するいこいの家又は運営する事業について、業務の継続性の確保に努めます。

指定管理者は、災害時等には、速やかに川崎市に施設の被害状況等を報告し、施設又は運営に関する業務を継続するとともに、二次避難所として施設を開放する場合には、区職員や関係局職員等との連携を通じて、円滑に施設を開放することができるよう協力します。

仮に、協力内容に変更が生じたときは、川崎市と指定管理者において協議します。

その他、災害時等の非常時優先業務等に関する詳細事項については、川崎市と指定管理者で協議してあらかじめ決定します。

2 事前の準備

（１）連絡先の確認（⇒様式２『緊急連絡先リスト』）

災害時等に円滑な連絡体制をとれるよう、施設及び指定管理者等の緊急時の連絡先を確認します。

なお、緊急時の連絡先に変更が生じた場合、川崎市に随時報告します。

（２）事前の情報収集と整理（⇒様式３『防災に関する情報』）

周辺の避難所や病院等といった災害時に必要な情報を事前に収集し、利用者を円滑に誘導します。

（３）防災訓練等への協力

川崎市及び指定管理者は、地域の防災活動・防災訓練への参加に努めます。また、川崎市及び指定管理者は、各々の職員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得できるように、避難訓練の実施や防災研修等に参加する機会を提供するよう努めます。

3 発災時の対応

(1) 勤務時間内の初動対応

被害状況の報告（⇒様式1『指定管理施設 被害状況報告書』）

指定管理者は、発災後、できるだけ速やかに（原則24時間以内）、施設の被害状況について『指定管理施設 被害状況報告書』を用いて川崎市に報告します。また、災害の状況に応じて複数回報告します。また、こちらから確認する場合があります。

【報告する内容】

- ① 施設名
- ② 施設所在地
- ③ 連絡手段
- ④ 職員数、出勤者数
- ⑤ 利用者数
- ⑥ けが人等の状況
- ⑦ ライフラインの状況
- ⑧ 建物の被害状況 など

(2) 施設又は運営する業務の継続

災害		非常時優先業務（災害時等に行う業務）
地震	5強以上	施設を閉所し、被害状況を川崎市に報告します。なお、翌日からの運営については、川崎市から別途指示します。
	5弱以下	利用者への帰宅を促すとともに、被害状況を川崎市に報告します。また、施設の安全性が確保できる場合は、翌日から、通常どおり運営します。ただし、全市的な施設の運営状況を勘案して、閉所する場合は、川崎市から別途指示します。
風水害		利用者への帰宅を促すとともに、被害状況を川崎市に報告します。また、施設の安全性が確保できる場合は、翌日から、通常どおり運営します。
強毒性新型インフルエンザ等		感染拡大を防止するため、一定期間閉所します。なお、終息後の運営については、川崎市から別途指示します。

(3) 災害時の施設利用に関する協力

区本部等からの連絡に基づき、避難所では生活が困難な災害時要援護者の避難施設として利用する場合があります。なお、二次避難場所として施設を開放することが決定した場合は、区職員や関係局職員等と連携して対応します。

＜様式 1＞

指定管理施設 被害状況報告書（第 報）

(指定管理施設 ⇒ 川崎市)

[illegible]

＜様式２＞

緊急連絡先リスト（施設用）

施 設 名：〇〇いこいの家・老人福祉センター

施設連絡先：０４４－×××－××××

市所管課名：健康福祉局高齢者在宅サービス課

市所管課連絡先：０４４－２００－２６２０

１．指定管理者 職員

役職	氏名	連絡先	備考

２．川崎市の施設所管課 職員

役職	氏名	連絡先	備考

３．保守管理委託業者等

組織名	担当者	連絡先	備考

４．消防、警察、その他関係機関等

組織名	担当者	連絡先	備考

<様式3>

防災に関する情報

1. 施設近くの避難所

避難所（学校等）名	住所	備考

2. 施設近くの避難所補完施設

避難所補完施設名	住所	備考

3. 施設近くの病院

病院名	住所	備考

4. 施設近くの公園

公園名	住所	備考

5. 施設近くの応急給水拠点

場所名	住所	備考

※補完施設…補完的避難場所として、あらかじめ災害時等における用途を指定せず、柔軟に活用する施設（避難者が多数で地域防災拠点だけでは収容しきれない場合や、少数で地域防災拠点に避難所を開設するまでに至らない場合など）。

川崎市業務継続計画(震災対策編)平成30年4月改定＜抜粋＞

第6章6. 8 健康福祉局編

【健康福祉局】 災害対応業務〔災害対応業務〕

24時間以内に復旧させる業務

災害時の体制	所管課	業務名	業務実施手順等
高齢者福祉班	高齢者事業推進課 高齢者在宅サービス課	高齢者福祉施設の被害状況の把握に関する業務	高齢者施設の一覧表などを参考に、市内施設の被害状況について、電話等にて把握する。

3日以内に復旧させる業務

災害時の体制	所管課	業務名	業務実施手順等
高齢者福祉班	高齢者事業推進課 高齢者在宅サービス課	高齢者福祉ボランティア、他自治体職員の受入及び配備に関する業務	施設の被害状況を把握するとともに、協力を得られるボランティアの受入体制を整備し、被害を受けた施設との連携を図る。
高齢者福祉班	高齢者事業推進課 高齢者在宅サービス課	災害時要援護者の避難に関する業務	直接の電話等にて、施設の被害状況を確認するとともに、災害要援護高齢者の受入が可能な場合には、受入を依頼する。 ●災害時に災害時要援護者等避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定

1週間以内に復旧させる業務

災害時の体制	所管課	業務名	業務実施手順等
高齢者福祉班	高齢者事業推進課 高齢者在宅サービス課	健康福祉部の所管施設の管理保全に関する業務 (高齢者事業推進課、高齢者在宅サービス課)	指定管理施設の被害状況を確認し、事前の協定・協議に基づく対応を図るとともに、その他に発生した事項についての対策を検討・実施する。

川崎市業務継続計画(強毒性新型インフルエンザ対策編)平成30年3月改定<抜粋>

第4章 局室区計画

【健康福祉局】

D 休止業務

上記(A～C)に該当しない業務

※老人いこいの家、老人福祉センターはDに該当する(高齢者在宅サービス課補記)。

表1 業務優先度区分

区 分			内 容
A	応急対策業務		市行動計画で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等発生時に新たに生じる業務 ○通常時には生じない業務
			例：感染拡大業務（予防接種、保健医療対策など）、危機管理体制上、必要となる業務（市対策本部の運営、市民等への情報提供等）など
通 常 業 務	B 継続業務	B 1 継続業務 【強化業務】	新型インフルエンザ等発生時に、業務量が増加するなどして、平常時よりも強化を必要とする業務 ○市民の生命・健康を守るため、平常時よりも強化して継続する業務 例：市民向け広報、医療機関との調整、救急搬送業務など
		B 2 継続業務	新型インフルエンザ等発生時に、平常時と同様に継続することが必要な業務 ○市の意思決定・重要業務の継続に必要な内部管理業務や市民の生命・財産等への影響により休止・中断が困難な業務 例：水道・道路・河川等の維持管理、福祉施設の機能や社会秩序の維持、通信・各システムの維持等、庁舎の維持管理、災害対応など
	C 縮小業務		新型インフルエンザ等発生時に業務内容を縮小する業務 ○流行中も業務を休止できないが、「B 継続業務」には該当せず、感染拡大防止等の観点から通常の業務内容を縮小する業務 例：各種窓口事務、支払事務、各種相談業務等
		D 休止業務	新型インフルエンザ等発生時に原則として休止・中断する業務 ○流行の終息後に先送りすることが可能な業務や感染拡大防止等の観点から、積極的な休止等が望ましい業務 例：緊急性を要しない管理・調査等、集会や研修、イベント等不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務など

※ この業務優先度は、新型インフルエンザ等発生時の感染防止等の観点から選定したもので、平常時の業務の重要度とは異なるものである。

川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱

平成 19 年 3 月 29 日
18 川健庶第 2755 号

（目的）

第 1 条 この事業は、一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者及び障害者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を、社会福祉施設等を利用した二次避難所に収容し保護することにより、何らかの特別な支援を実施し、要援護者の安定した避難生活を確保することを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。

（対象者）

第 3 条 次に掲げる者のうち、市内に居住する者でかつ、市災害対策本部健康福祉部長が認めた者（以下「要援護者等」という。）は、この事業により二次避難所に収容することができる。

- (1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者
- (2) 前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

（二次避難所）

第 4 条 この事業において、二次避難所とは、市と社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が、災害時に要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（第 1 号様式。以下「協定書」という。）により、二次避難所としての使用について協定を締結した社会福祉施設等及び市の指定した市営施設とする。

（協定の締結）

第 5 条 社会福祉施設等を二次避難所として使用するためには、市と法人等が、前条の規定による協定書を締結するものとする。

（要援護者等の受入手続）

第 6 条 市は、要援護者等の二次避難所への収容が必要となった場合には、要援護者等の受入れについて、要援護者等受入依頼書（第 2 号様式）により法人等に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（要援護者の移送）

第 7 条 要援護者等の移送については、原則、市が行うものとする。

（受入状況の報告）

第 8 条 要援護者等を受け入れた法人等は、その受入状況について、要援護者等受入状況報告書（第 3 号様式）により市に報告するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第 9 条 市は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 市は、要援護者等の支援に必要となる看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費負担)

第10条 二次避難所において、要援護者等が利用期間内に消費した消耗品等の経費については、市が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、別表第1に定めるとおりとする。

(負担金の請求)

第11条 要援護者等を受け入れた法人等は、要援護者等が利用期間内に要した消耗品等の経費について、消耗品等費用請求一覧（第4号様式）により川崎市長（以下「市長」という。）あて請求するものとする。

(負担金の決定)

第12条 市長は、前条の規定に基づき、法人等が請求した内容を審査のうえ、負担の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき負担を決定した場合は、速やかに支出の手続きを行うものとする。

(運営計画の策定)

第13条 市及び法人等は、人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議のうえ、運営計画を策定するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市及び法人等は、本事業を円滑に実施するために、関係機関との連携に努めるものとする。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、市と法人等との間で締結された協定については、この要綱の規定に基づき協定を締結したものとみなすものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。

別表第 1（第 1 0 条関係）

品名
1 毛布
2 布団
3 折りたたみベッド
4 上着
5 下着（上・下）
6 紙おむつ
7 タオル
8 石鹸
9 シャンプー
1 0 ちり紙
1 1 歯磨き
1 2 医薬品
1 3 飲料水
1 4 食糧品
1 5 その他市災害対策本部健康福祉部長が認めたもの

第1号様式（第4条関係）

災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用すること に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、災害時に災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川崎市（以下「甲」という。）の要請により、**（以下「乙」という。）の社会福祉施設等を要援護者の避難施設（以下「二次避難所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定において、二次避難所に収容できる者は、市内に居住する者でかつ、次に掲げる者のうち、市災害対策本部健康福祉部長が必要と認めた者（以下「要援護者等」という。）とする。

- (1) 要援護者のうち、一次避難所において安定した避難生活を送ることが困難で、二次避難所において何らかの支援を必要とする者
- (2) 前号に規定する要援護者の親族等で、二次避難所において当該要援護者と共に生活することにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者

（避難施設）

第3条 二次避難所は、次に掲げる施設とする。

- (1) **** * *
- (2) **** *

（施設の使用）

第4条 甲は、前条に規定する施設を二次避難所として使用するにあたり、川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱（以下「要綱」という）第6条に規定する要援護者等受入依頼書（第2号様式）により、乙に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（要援護者の移送）

第5条 要援護者の移送については、原則甲が行うものとする。

（受入状況の報告）

第6条 第3条に掲げる施設の長は、その受入状況について、要綱第8条に規定する要援護者等受入状況報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食糧、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要援護者等を適切に介助できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費負担)

第8条 二次避難所において、収容期間内に要援護者等が応急的に消費した消耗品等の経費については、要綱第11条に規定する消耗品等費用請求一覧（第4号様式）により乙が甲に請求し、甲が負担するものとする。なお、消耗品等の範囲については、別表第1に定めるとおりとする。

(関係機関との連携)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するために、甲乙間及び関係機関との連携に努めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は毎年度末とし、有効期限2か月前までに書面にて異議の申し出のない場合、甲乙双方に異議のないものとし、自動更新するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川崎市
川崎市長

乙 (法人名)
(代表者名)

別表第 1 （第 8 条関係）

品名	
1	毛布
2	布団
3	折りたたみベッド
4	上着
5	下着（上・下）
6	紙おむつ
7	タオル
8	石鹸
9	シャンプー
10	ちり紙
11	歯磨き
12	医薬品
13	飲料水
14	食糧品
15	その他市災害対策本部健康福祉部長が認めたもの

要援護者等受入依頼書

(法人名)

(代表者名)

様

川崎市災害対策本部健康福祉部長

次のとおり、貴法人が所管する施設への受入れをお願いいたします。

1 要援護者等の受入れを要請する施設名等

- ・ 所在地
- ・ 施設名

2 氏名、住所、心身の状況等

[illegible]

(裏)

[illegible]

第3号様式(第8条関係)

(表)

要援護者等受入状況報告書

川崎市災害対策本部健康福祉部長 様

(法人名)

(代表者名)

(施設名)

平成 年 月 日 時現在の状況は、次のとおりです。

[illegible]

(裏)

[illegible]

消耗品等費用請求一覧

（請求先）

川崎市

（法人名）

（代表者名）

（施設名）

品名	使用量		価格	
	単位	数量	単価	金額
毛布（※1）				
布団				
折りたたみベッド				
上着				
シャツ（婦人）				
シャツ（紳士）				
パンツ（婦人）				
パンツ（紳士）				
紙オムツ（大人）				
タオル				
石鹸				
シャンプー				
ちり紙				
歯磨き				
医薬品（※1）				
飲料水（※1）				
災害用食料（※1）				
その他（※2）				
合計				

※1 食料、飲料水、毛布、医薬品は、一次避難所から市が原則的に搬入しますが、緊急的に施設で対応した場合の請求です。

※2 上記の日常生活に最低限必要とするものを想定しておりますが、その他については、利用形態等の特殊性を考慮し、川崎市と各法人等が協議をし、川崎市が緊急措置として認めたものとしますので、御理解くださいますようお願いいたします。